

平成 25 年 7 月 17 日

日本国土開発㈱

## 除染モデル実証事業に関する一部報道について（その 2）

当社が JV 構成員として実施した南相馬市の除染モデル事業において、「農業用水に使う川に汚染水 340 トン放流」等の真実と異なる報道がなされたことに関して、南相馬市をはじめとした福島県のみならず、広く社会のみならずにご心配をお掛けするとともに、除染作業に対する信頼を損ないかねず、大変遺憾であります。

当社は、除染モデル実証事業を実施した平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月の期間に取材を受けたことはなく、共同通信社は、除染作業が終了して 1 年経過後の本年（平成 25 年）2 月になって、当社への取材を開始しました。

この取材に何度も応じ、事実関係を丁寧に説明してまいりましたが、今回共同通信社から配信された内容は、直接確認はできませんが、報道された記事を見る限り、説明した数値、真実と異なる内容で、意図的に編集されたものと判断せざるを得ません。

各種報道機関への配信を業とする通信社には「中立性」、「正確性」が強く求められるはずですが、今回の配信は、それらが遵守されているとは言えません。

共同通信社から情報の提供を受けたものの、追加取材による事実確認を経て、取り上げないと判断された多くのメディアがあったことも事実であります。

今回報道された除染モデル実証事業は、当社はもちろんのこと、わが国でも初めての国家事業であり、当社社員一同も一丸となって取組むと同時に、地元小高区の方々をはじめ、南相馬市、相馬市などからも多くの方々が、放射線による被ばくへの不安にもかかわらず、地元の早期復興と早期帰還に寄与するとの

気概を持って、本事業に参加して頂いております。

このように地元の方々の協力があって完遂できた事業ですので、報道の記事にある「農業用水に汚染水 340 トン放流」することなどは考えられません。

当社社員は、平成 23 年 3 月の震災直後から、放射線下での作業の不安や心配を抱えつつも、住民の方々の早期帰還を目標に、社会的使命として、警戒区域内での作業を実施してきました。

今回の報道は、本事業に参加した全員の思いを踏みにじるものであり、地元をはじめ広く社会の皆様にも事実を誤認させることになり誠に遺憾です。

しかしながら、当社は土地改良区に対して、水路への排水についての事前説明はしておりませんでした。そのため、土地改良区、南相馬市、河川管理者など福島県のみなさまにご心配をおかけしたことを、深く反省しております。

以下に、共同通信社の配信による平成 25 年 7 月 12 日付けの一部朝刊の「南相馬の除染汚染水排水」、「下請けの忠告無視」と題する記事について、事実関係並びに当社の見解を記します。

## 1．記事概要

水処理業者が「汚染水を側溝に流したら、農業用水に全部入ってしまう」との忠告をしたが耳をかさなかった。

汚染水が処理プラントに運ばれず、側溝に次々と流されていく。

「写真はすべて消去しろ。できないなら帰ってよい」

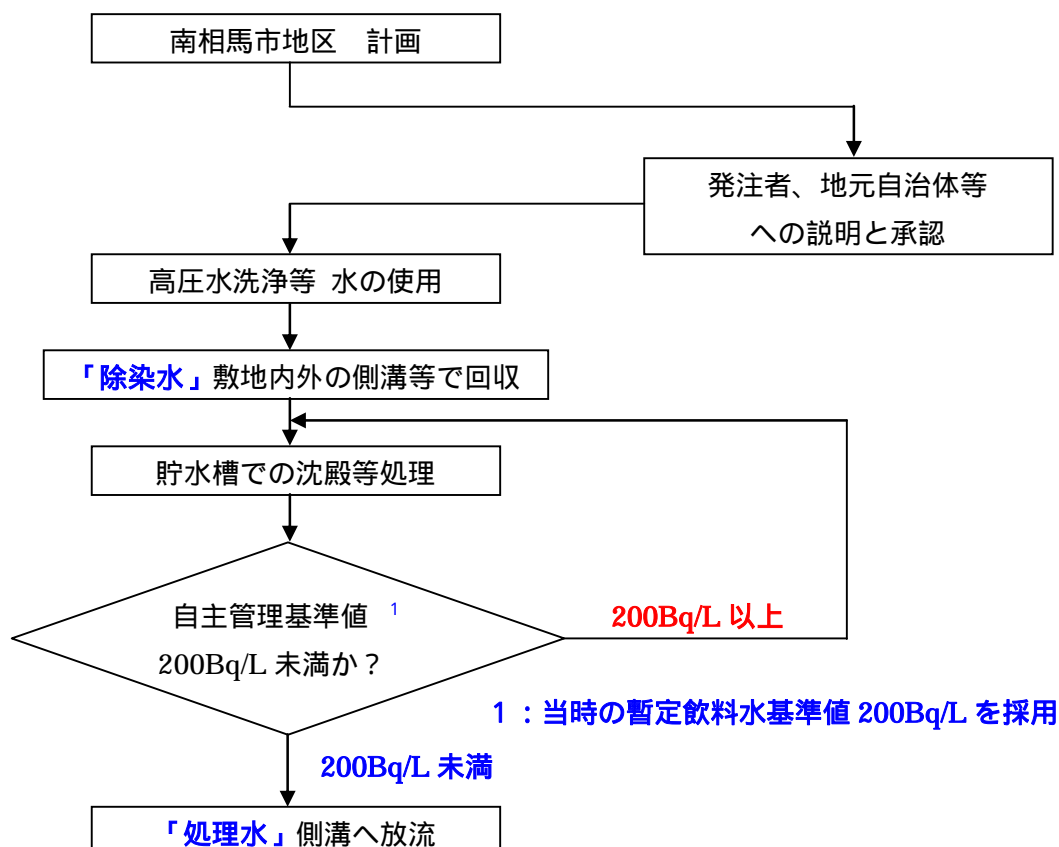
汚染水の排水をとがめると「次の本格（除染）で全部やる」

「再除染を理由に排水は続行された」

## 2．事実関係

除染作業により発生した水を「除染水」、除染水を回収し沈殿等の処理を行

い放射能濃度が自主管理基準値を下回った水を「処理水」と記載します。一部の報道ではこの「処理水」のうち検出下限値以外をすべて「汚染水」と記載されています。



### 除染モデル実証事業南相馬市地区の排水までの流れ

当社の除染計画の通り、除染水は除染作業場の側溝を土のう等で堰き止めて水の流れを止めたあと、溜まった水を回収し、すべて沈殿等の処理を行った後、放射能濃度を測定して自主管理基準値（当時の暫定飲料水基準値であった 200Bq/L）未満であることを確認し、除染計画に定められた側溝に放流しておりました。除染水をそのまま流すことはしておりません。したがって、高圧洗浄等で水を使用する場合には、給水、洗浄、回収、貯水槽への運搬は1つの班として動いており、記事にあるような除染水を下流に排水した事実はありません。

上記の通り、すべての放流水は処理後に放射能濃度が自主管理基準値を下回っていることを確認しており、記事にあるような未処理水を放流した事実はありません。

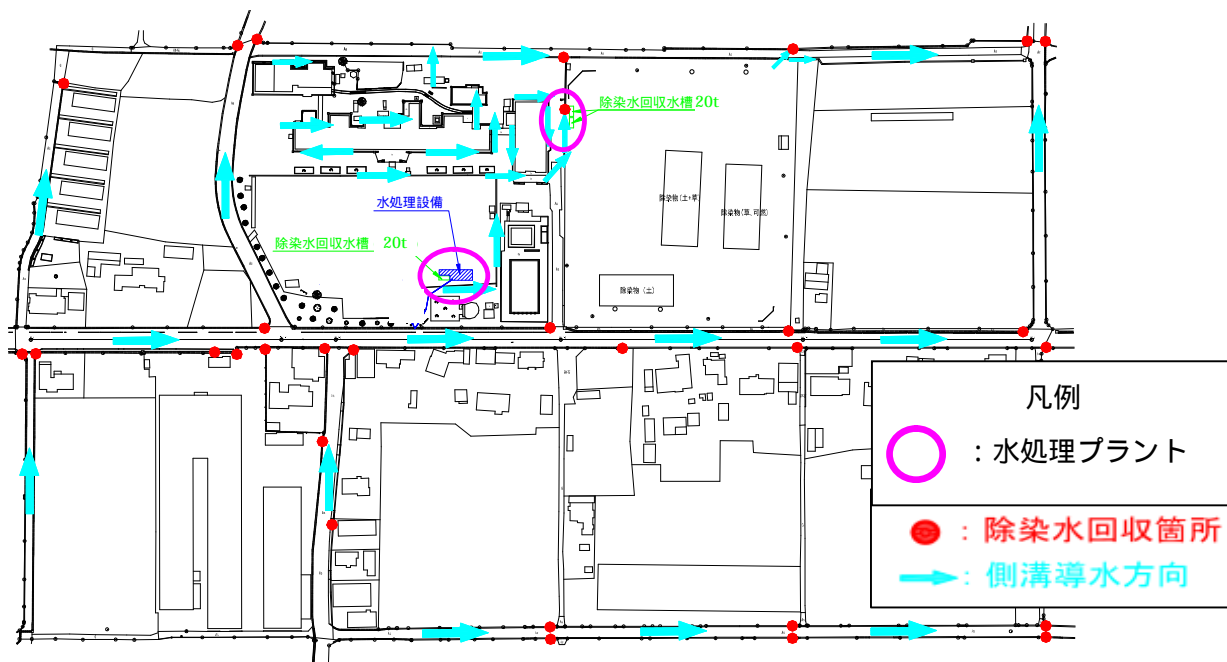
水処理業者との事前の打合せの際、出席者の一人から水処理状況の写真を撮りたい旨の話がありましたが、本作業は契約書上の守秘義務があり、当社社員以外の撮影は禁止であるという現場のルールを説明しておりました。しかし、水処理業者の社員1名がカメラを隠し持って現場に入り、何かを撮影していたため、現場のルールを守れない人材は不要であることを伝えました。水処理業者の社員が水処理に関係の無い別の作業箇所に入ることは、他の業務に支障を及ぼすのみならず、県道を通る第三者の安全にも影響を及ぼす可能性もありました。

水処理業者には除染水は側溝内に土のうを積み回収を行っていることを説明し、回収状況も確認してもらいました。また、当社の除染計画では、除染の際の水しぶきによる飛散の可能性を考慮し、プール除染後に周辺土壌（周囲10m程度）の剥ぎ取り作業を行うものとしており、その計画通り実施しました。剥ぎ取り作業を終了した状況も水処理業者は確認しています。下流に未処理のまま除染水を放流した事実もなく、また、水しぶきにも配慮するなど計画通りに除染作業を実施しました。

上記の通り、除染水は処理後に自主管理基準値を満足していることを確認後、放流し、洗浄の後は表土の剥ぎ取りを実施しましたので、記事にあるような再除染が必要となるような作業は行っておりません。

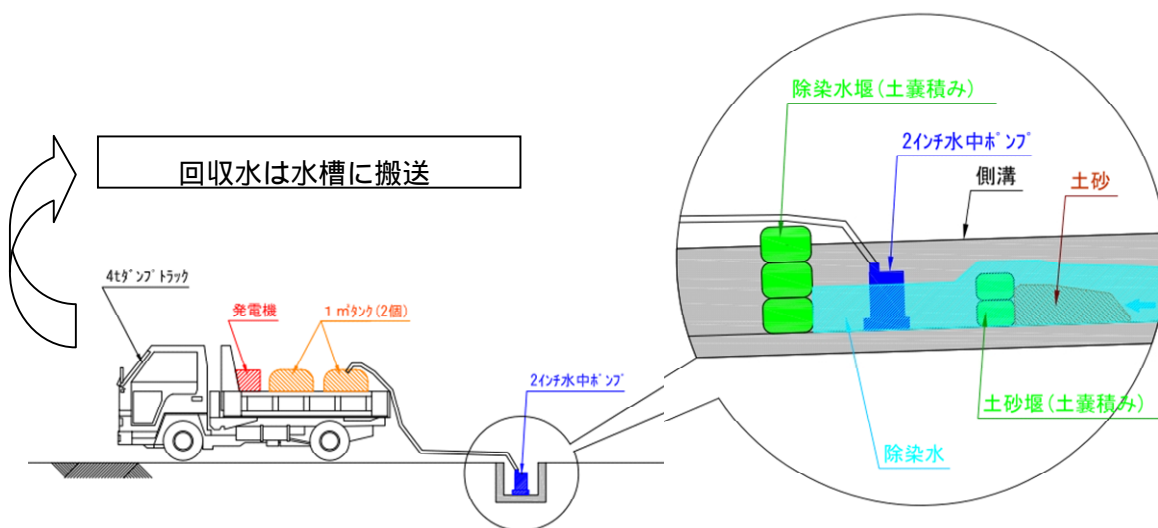
最後になりましたが、今回の報道によりまして多方面の方々にご心配をおかけしたことを改めてお詫びいたします。

以上



道路側溝における除染水の回収箇所と貯水槽の位置図

(南相馬市地区全体平面図)



側溝内の除染水回収概念図



IMG\_0910  
2012/01/06 14:38:31

2012年1月6日幼稚園舎洗浄時



IMG\_1081  
2012/01/12 14:28:03

2012年1月12日工場建物洗浄時

除染水の回収状況-1



IMG\_1166  
2012/01/15 13:09:57

2012年1月15日工場建物洗浄時



IMG\_1516  
2012/01/27 15:12:53

2012年1月27日小学校側溝洗浄時

除染水の回収状況-2



2012年1月23日市道洗浄時



同左回収ポンプ

除染水の回収状況-3



2012年1月7日貯水槽への直接回収

除染水の回収状況-4



2012年2月市道の覆土施工

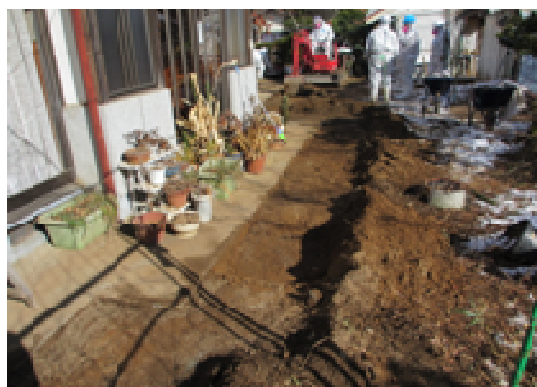


2012年2月市道の覆土施工完了

市道の表土剥ぎ取り後の覆土施工状況



プール周りの芝剥ぎ取り準備



宅地周辺の表土の剥ぎ取り

洗浄後の表土剥ぎ取り施工状況